

令和2年度 第9回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年12月7日(月) 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見
について
日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について
日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(水路)の用途廃止について

追加議案

- 日程第10 議案第7号 耕作放棄地に係る非農地判断について

出席委員(16名)

2 尾藤元一	3 高橋忠明	4 横尾昇	5 押条和司朗
7 鈴木修三	8 篠原京子	9 星川俊夫	10 高橋博
11 坂上宏	12 眞鍋晴豊	13 鈴木博美	14 高橋藤信
16 鈴木秀幸	17 寺尾悟志	18 則友祝幸	19 石川武将

出席農地利用最適化推進委員（24名）

1 脇 純 樹	2 石 川 茂	3 薦 田 悦 男	4 森 川 雅 之
5 石 川 俊 治	6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫
9 尾 崎 之 隆	10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 三 宅 恒 久
14 受 川 清 男	15 河 村 一 碩	16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎
18 眞 鍋 聖 二	19 川 上 雅 司	20 渡 辺 昇	21 越 智 寧
22 村 上 佳 清	23 近 藤 良 啓	24 高 橋 祥 志	25 鈴 木 敏 也

欠席委員（3名）

1 大西嘉一郎	6 中泉敏則	15 鈴木和治
---------	--------	---------

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

13 紀井正明

出席した職員

事務局長 篠原敬三	次 長 石川考太	係 長 大西かおり
係 長 合田圭	係 長 三村真都華	主 査 金子愛弓

第9回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年12月7日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 嘉一郎 (おおにし よしいちろう) 委員

6番 中泉 敏則 (なかいずみ としのり) 委員

15番 鈴木 和治 (すずき かずはる) 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

13番 紀井 正明 (きい まさあき) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

2番 尾藤 元一 (びとう もといち) 委員

3番 高橋 忠明 (たかはし ただあき) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。合田 圭（けい）君

合田 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和2年10月28日解約。

番号2の案件については、令和2年11月5日解約。

番号3の案件については、令和2年10月23日解約。

番号4の案件については、令和2年11月16日解約。

番号5の案件については、令和2年9月29日解約。

番号6の案件については、令和2年11月16日解約。

以上、6件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華 君

三村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

申請中、一部農地については、農業用機械を搬入するための農業用通路として利用する予定です。

なお、受人の経営農地面積が下限面積未満となっていますが、後ほどの議案第5号、番号13で、利用権設定の申請がなされており、今総会で承認されれば、下限面積以上となりますので、この案件についての許可日は、農用地利用集積計画の公告日ということとなります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君

三村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計

画変更申請に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、当初計画者は平成3年に居宅として農地転用許可を受け、事業計画に沿って造成まで完了しましたが、計画者の余儀ない事由により中断していました。今回、近隣で駐車場としての借り受けの要望が多数寄せられていることから、転用許可のあった土地を分筆して申請地263㎡を貸駐車場用地とするための事業計画変更です。

番号2の案件については、番号1で説明した分筆した土地の残り部分86㎡を、今回、申請地の隣接地を所有する紙製品加工業を営む法人より、大型車両待機場駐車場用地として、譲り受けたいとの要望があり、事業の転用目的及び承継人の変更に関する事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 番号2番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見」について、「原案のとおり承認する旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議なし」と認め、「原案のとおり承認する旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は2件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、申請者は現在、持家にて居住していますが、隣接する企業へ居宅及び土地を売却することとなったため、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

番号2の案件については、後程説明する、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号22に関連する案件です。

申請者は、農機具管理のため、申請地662㎡のうち210㎡に「農業用倉庫」を建築するものです。

申請地は第1種農地ですが、「農業用施設の建設」については第1種農地の例外許可事由に該当するため「立地基準」を満たしています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議 長 番号2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「原案のとおり承認する旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議なし」と認め、「原案のとおり承認する旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ) 君

金 子 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は17件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、宅地建物取引業を営んでいますが、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境も整った申請地を譲り受けての2区画の分譲宅地造成です。

番号3の案件については、受人は不動産業を営んでいますが、現在、申請地周辺地域での建売住宅の需要が高まっていることから、生活施設から近

く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築です。

番号4の案件については、受人は不動産業を営んでいますが、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、住環境が整った申請地を譲り受けての3区画の分譲宅地造成です。

番号5の案件については、受人は機械製作業を営む法人ですが、工場及び事業所の規模拡張に伴い、職員の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。

番号6の案件については、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在申請地周辺地域での住宅需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建設です。

番号7と8の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は申請地に隣接する機械製作工場を営んでいますが、工場の敷地は非常に狭く従業員の駐車場を十分に確保できていないため、申請地を譲り受けての貸駐車場建設です。

番号9の案件については、受人は再生可能エネルギー事業を営む法人ですが、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

番号10の案件については、受人は太陽光発電事業を営む法人ですが、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

番号11と12の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は現在、賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号13の案件については、受人は住宅設備工事業を営んでいますが、事業の拡大に伴い、新たに購入する作業車の駐車場の確保が必要なことから、

利便性の高い所有地に隣接する申請地を譲り受けての貸駐車場建設です。
番号14の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号15の案件については、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、住環境が整った申請地を譲り受けての6区画の分譲宅地造成です。

番号16の案件については、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、住環境が整った申請地を譲り受けての5区画の分譲宅地造成です。

番号17の案件については、受人は現在、自己住宅を建築中ですが、隣接する擁壁部分が自己所有の土地ではなく、隣接者所有の土地であり、また登記地目が農地であることが判明したため、申請地を譲り受けての宅地拡張です。なお、既に擁壁として使用されているため始末書が提出されています。

番号18から20の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての建売住宅建築です。

番号21の案件については、受人は親子で情報誌発行業を営んでいますが、現在の住居が手狭になったこと、また、現在の事務所は賃貸物件であることなどから、申請地を譲り受けての居宅及び事務所建設です。

番号22の案件については、先程説明しました、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請」番号2に関連する案件です。受人は勤務地に近く、実家の近隣に住居を構えるため、義父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。申請地、662㎡のうち452㎡を5条許可を受け、居宅残り210㎡を4条許可により土地所有者である義父が農業用倉

庫を建築するものです。

申請地は第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可事由の集落接続が確認できており立地基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番
委員 特に異議ありません。
議長 11番
委員 特に異議ありません。
議長 12番
委員 特に異議ありません。
議長 13番
委員 特に異議ありません。
議長 14番
委員 特に異議ありません。
議長 15番
委員 特に異議ありません。
議長 16番
委員 特に異議ありません。
議長 17番
委員 特に異議ありません。
議長 18番
委員 特に異議ありません。
議長 19番
委員 特に異議ありません。
議長 20番
委員 特に異議ありません。
議長 21番
委員 特に異議ありません。
議長 22番

委員 娘婿が家を建てるということですが、申請地周辺地域は高齢化が進み、若い人が地域外へ出て行っている現状です。新しく家を建てるということは、地域として歓迎することです。場所として、集落接続の地域なので、問題ありません。

貸付人は、農業に熱心な方なので、将来、親子で一緒に農業をしていただきたいと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「原案のとおり承認する旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議なし」と認め、「原案のとおり承認する旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭(けい)君

合田 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、3年間の使用貸借です。

番号2と3については関連案件のため、まとめて説明します。申請地を農地中間管理機構へ10年間貸し付けを行い、番号3については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。

番号4と5についても同様に、期間は10年間の使用貸借です。
番号6と7についても同様に、期間は10年間の使用貸借です。
番号8と9についても同様に、期間は10年間の使用貸借です。
番号10の案件からは、通常の利用権設定です。

番号10の案件については、6年間の使用貸借です。

番号11の案件については、4年間の使用貸借です。

番号12の案件については、50年間の使用貸借です。

番号13の案件については、4年2ヶ月の使用貸借です。

番号14から20については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号14番から20番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番
委員 特に異議ありません。
議長 10番
委員 特に異議ありません。
議長 11番
委員 特に異議ありません。
議長 12番
委員 特に異議ありません。
議長 13番
委員 特に異議ありません。
議長 番号14番から20番までの再設定について質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」
について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めま
す。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
議長 よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。
議長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、議案第6号、「農地台帳登載申請について」説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、11月10日、地元農業委員とともに現地調査を行いました。
番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、11月20日、地元推進委員とともに現地調査を行いました。
以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大 西 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件について、申請人は、隣接する土地に住宅の建築を予定しており、進入スロープを設置するにあたり、現在の水路の用途を廃止し、払い下げ後、一体利用する予定です。なお、代替水路を新設し、市に寄付する予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 ここからは、本日配布しております、追加議案について審議いたします。

日程第10、議案第7号、「耕作放棄地に係る非農地判断について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太（こうた）君

石 川 それでは、議案第7号 耕作放棄地に係る「非農地判断」について説明いた

します。本日配布しております、追加議案書1ページをお開きください。

農業委員・推進委員の皆さんが、5月から8月にかけて行った「農地利用状況調査」の結果を踏まえ、先般11月5日の農業委員会総会において、「非農地判定」を実施、「再生困難」と判断した農地の所有者に対して「非農地通知書」を発送し法務局での地目変更登記を依頼したところです。

発送後、所有者から「非農地判定」について114件の疑義および問合せがあり、担当地区の農業委員または事務局職員で再度、現地調査を実施し、その結果に基づき農業委員会の判断を求めるものであります。

別紙の説明をいたします。

先の総会において「非農地」と判断されましたが、再調査により「農地」と判断した筆数は、計35筆、面積は15,369㎡、新たに調査した結果、「非農地」と判断したもの、計3筆、面積は1,288㎡です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「耕作放棄地に係る非農地判断について」、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、承認することに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等
がありましたらお願いします。

委 員 (特になしとの声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 (事務報告)

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:12)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 尾 藤 元 一

委 員 高 橋 忠 明
